

下永谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定(令和6年3月25日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法で定められた通り、国と同一とする。

法第二条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめを防止等に向けての基本理念>

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人の関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

児童のいじめを防止するために、地域・学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導する。

2 「学校いじめ防止委員会」の設置

<いじめ防止対策委員会構成員>

管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭、当該児童担任
※状況に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

<委員会の運営>

月一回以上定期的に行う。また、いじめを認知したときは、直ちに開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

<委員会の役割>

いじめ防止対策委員会を生活支援部会内に設置し、いじめの未然防止や早期発見、適切な対処と措置に当たる。いじめの疑いがある時は、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。

いじめに関する情報収集・記録、対応策の検討、いじめ防止に向けた計画立案、アンケート実施、教育相談、キャンペーンの企画・実行・効果の測定

<委員会の活動内容>

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめているか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

<いじめ未然防止>

児童の自己有用感（他人の役に立ったという感情）を高め、居場所や絆を作って魅力ある学校づくりを目指す。

学級集団作り

個を尊重しながら、だれもが発言や失敗を受け止められる雰囲気を作り、親和的な学級を目指す。担任と児童とのコミュニケーションを大切にし、お互いの信頼関係を築くようにして、行事へも主体的に取り組めるようにする。

規律を守る

チャイムが鳴ったら着席する、発表の仕方や聞き方、あいさつをする、靴をそろえる、などをきちんと行うことにより、安心して過ごすことができるようになる。

・・・生活スタンダードの徹底

わかる授業

学習がつまらない、当てられたらわからないからどうしようなどの居心地が悪い状況とならないように授業を改善していく。正しい姿勢を保ち、集中力を鍛えて学習に耐えうる体を作ることや忘れ物をさせない指導、ルールが明確なことなども有効であり、居場所づくりにつながる。

・・・授業のユニバーサルデザイン化

絆づくり

子ども同士と一緒に活動することを通して、自ら感じ取っていくものが絆であり、自己有用感である。授業やさまざまな活動で、一部の児童だけが進めていくのではなく、全員が参加する条件が整い、必然性がある状態で行うことで児童の中に絆が形作られていくと考える。

<いじめの早期発見>

すでに起きているいじめを早期発見することは、未然防止とは区別して考える。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど大人が気づきにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知することが大切である。

実態把握：無記名式アンケートや、教職員の見守りシートを活用して情報を全職員で共有すること。また、それらを定期的に行い、きめ細かく実態を把握していく。

日々の情報収集：アンケート等には素直に答えられない場合もあるので、欠席、遅刻の状況、子供の顔色、姿勢、学習態度、行動、表情、声をかけた時の反応、身の回りの物などを観察するほか、子どもチェックシートを参照し、日頃の子どもの様子を見取り、全教職員で共有する。

<いじめに対する措置>

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、速やかに対処する。

対応の流れ

- ・いじめ防止対策委員会を直ちに開き、事実把握と指導の方針等を検討する。
- ・いじめ防止対策委員会の役割分担（情報集約、記録、保護者対応）を明確にする。
- ・二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。

指導の依頼

- ①家庭や関係機関との連携（必要に応じて）
- ②再発防止のための学校体制の見直し

<いじめの解消>

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

<教職員等への研修>

- ・定期的な児童へのアンケートを基に、指導の振り返りを図る。
- ・教職員向け手引き等を活用し、いじめ防止の資質向上に努める。

<学校運営協議会等の活用>

学校は、保護者や地域住民が学校運営に参画し、いじめの問題などの学校が抱える課題を共有して地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

<年間計画> ※学校カウンセラーの教育相談は毎月3回程度行う。

月	児童	教職員・保護者・地域連携
4	学級開き 児童の様子観察	基本方針の確認と周知 前年度からの引継ぎ 学校説明会 学区巡り 懇談会
5	「いじめ早期発見のための生活アンケート」の実施 (記名式・教育相談の実施) 学校生活についてのアンケート・Y-P アセスメント実施①	個人面談
6	クラス人権目標の設定	授業参観 学校運営協議会 小中一貫ブロック会議
7	SOS の出し方プログラムの実施 夏休みの過ごし方の指導	懇談会 児童理解研修
8・9	横浜子ども会議(中学校ブロックで話し合い) 自殺予防に係る取り組み	児童支援専任夏季研修 個人面談 小中一貫ブロック会議
10	ネットマナーについての指導・確認	運動会 学校運営協議会
11	学校生活についてのアンケート・Y-P アセスメント実施②	学校運営協議会
12	いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式生活アンケート・教育相談) 人権週間 冬休みの過ごし方指導	個人面談(希望制)
1	人権目標振り返り	授業参観 小中一貫ブロック会議 学校いじめ防止基本方針の見直し・共通理解
2	無記名式生活アンケート・教育相談	学校評価 懇談会 学校運営協議会
3	学級のまとめ 春休みの過ごし方指導	次年度への引き継ぎ内容の確認 新年度の学級編成
通年	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 児童の情報共有(月1回・随時) 児童との教育相談(随時) SC や SSW による相談・カウンセリング 情報モラル(各学年の年間計画・随時)	

4 重大事態への対処

〈重大事態の定義〉

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」重大事態と定義とする。

〈重大事態の報告〉

- 重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告する。

- 重大事態の調査

学校は重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

学校主体の調査では、必ずしも十分でない判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。なお、いじめられた児童または保護者が望む場合には、市長が調査を実施することもある。

- 児童・保護者・教育委員会への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。